

社会福祉法人ことこの海会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ことこの海会の役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び苦情解決委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理 事 会 出 席 報 酬 等	15,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評 議 員 会 出 席 報 酬 等	15,000円

3 評議員選任・解任委員会委員が委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
委 員 会 出 席 報 酬 等	15,000円

4 苦情解決委員が苦情解決委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
苦情解決委員会出席報酬等	15,000円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条

1 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び

施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費は、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び苦情解決委員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅費等	宿泊費(日額)	報酬(日額)	その他
金額	実費	5,000円	実費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員、及び評議員選任・解任委員会委員は、施設の旅費規定等を適用し、この規程は適用しないものとする。

附 則

この規程は、平成28年12月1日より適用する。

一部改正 平成29年7月1日(第3条第4項追加、第4条 別表1、第5条第1項)

一部改正 平成30年4月1日(第3条第1項、2項、3項、4項)

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
監事監査指導報酬等(日額)	25,000円	実費
監事の所轄庁等監査講評出席報酬等(日額)	10,000円	実費
理事・監事及び評議員の入札立ち合い報酬	5,000円	実費